

本学関連団体への個人情報提供の取扱要項

平成18年9月28日

要項

(趣旨)

第1条 本学関連団体(以下「団体」という。)への個人情報の提供の取扱いに関しては、この要項の定めるところによる。

(周知)

第2条 本学は、本学の有する個人情報を利用したい団体に対して、情報主体の同意を得るのに必要な期間を考慮して、あらかじめ、文書で申し出るよう周知を図るものとする。

(協議)

第3条 前条により個人情報の利用の申し出があった場合は、当該情報保有部局等は、個人情報の種類・項目、保管方法、利用の目的・期間・方法、期間終了後の返却又は破棄等に関する記載事項を検討し、本学と同程度以上の安全管理措置を講じていると認める団体に個人情報を提供することができる。

② 前項の場合において、個人情報の安全管理責任体制、第三者提供、委託業務その他文書で明らかにすべき事項があるときは、必要に応じて当該団体と協議を行い、文書の追加提出を求めるものとする。

(情報主体の同意)

第4条 前条により個人情報の提供をすることが適当と認める場合には、当該情報保有部局等は、情報主体から個人情報を取得するときに、規程第14条第1項及び細則第10条第1項の規定による当該本人の同意を得るものとする。

(提供の特則)

第5条 前条の規定にかかわらず、情報保有部局等において前条の規定により難い事由がある場合は、規程第14条第2項の規定による個人情報の第三者提供をすることができる。

② 規程第14条第2項の規定による個人情報の第三者提供について、細則第11条第1項の規定により、情報主体から当該本人に関する個人情報の第三者提供の停止の請求があった場合には、当該情報保有部局等は、遅滞なく、同条第2項の規定により当該本人の個人情報の削除等の措置を講じ、又はその措置を講じるよう団体に文書で通知するものとする。

(契約)

第6条 本学は、第3条第1項の規定により個人情報の提供をすることが適当と認める団体には、第4条又は前条第1項の規定による手続きを経て、別記する個人情報の利用に関する契約(以下この条において「利用契約」という。)を締結した団体に個人情報を提供することができる。

② 利用契約に、新たな事項を加える必要がある場合には、当該団体と協議を行うものとする。

③ 利用契約は、部局統括責任者名で締結し、この旨を管理責任者に報告するものとする。

(団体の範囲)

第7条 この要項で定める団体とは、各学部後援会・懇談会、PTA、校友会・同窓会、スポーツ・文化活動支援後援会、教職員組合、有限会社名城大学サービスをいう。

② 前項のほか、奨学育英事業団体については、団体に準じて取り扱うことができる。

附 則

この要項は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。

(別記)

(別表) 個人情報の利用目的(第8条関係)

提供を受けた個人情報の項目	利用目的	利用期間	利用方法	保管方法	利用期間後の破棄等の措置	その他
---------------	------	------	------	------	--------------	-----



(別記)

## 個人情報の利用に関する契約

(目的)

**第1条** この個人情報の利用に関する契約（以下「利用契約」という。）は、本学（以下「甲」という。）から提供を受けて、本学関連団体（以下「乙」という。）が個人情報を利用するに当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 利用契約に定める用語の定義は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところによる。

(利用制限)

**第3条** 乙は、提供を受けた個人情報を第三者に開示及び提供をしてはならない。ただし、甲の同意を得たものについては、この限りでない。

- ② 乙は、個人情報を甲に申し出た利用の目的以外に利用してはならない。
- ③ 乙は、個人情報の複製又は複製をしてはならない。ただし、甲の同意を得たものについては、この限りでない。
- ④ 乙は、要項第5条第2項の規定による情報主体の個人情報の削除等の措置を求められた場合は、遅滞なく、これに応じなくてはならない。

(安全管理措置)

**第4条** 乙は、提供を受けた個人情報を厳重に保管・管理し、その漏えい、滅失、損傷等（以下「漏えい等」という。）のおそれがないよう安全管理措置を講じるとともに、その従業者に対する適切な監督を行うものとする。

- ② 甲は、乙に対し、その安全管理措置の実施状況に関する報告を求め、必要がある場合には、改善等を求めることができるものとする。
- ③ 乙は、利用契約の期間が終了したときは、あらかじめ協議した方法により、速やかに提供を受けた個人情報を返却し、又は破棄等を行うものとする。乙において破棄等を行う場合には、甲がその確認を行うことができる。
- ④ 乙及びその従業者は、業務上知り得た内容を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。当該職務を退いた後も、同様とする。

(業務委託)

**第5条** 乙は、個人情報の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合には、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(別記)

② 乙が個人情報の取扱業務を第三者に委託するに当たっては、当該個人情報の安全管理の措置が講じられる者を選定し、あらかじめ、甲乙間で協議した委託契約により委託するものとする。

(漏えい等の報告及び損害賠償)

**第6条** 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに甲に報告するとともに、事故原因を調査し、その顛末を報告するものとする。

② 漏えい等によって損害が生じた場合は、甲は、乙に求償をすることができる。

(契約期間)

**第7条** 利用契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(管理台帳の整備)

**第8条** 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、別表を参考に個人情報管理台帳を整備するものとする。

(疑義)

**第9条** 利用契約において疑義が生じたときは、甲乙は双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記利用契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙は記名押印し、各々1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

(乙)